



昭和支部報

HPアドレス <http://www.showa-z.com/>

平成25年11月1日
第230号

発行責任者 支部長 岡部 豊生
編集責任者 副支部長 松永 研嗣
発行所 名古屋税理士会昭和支部
印刷所 共生印刷株式会社



恵林寺にて

こもれび

リーマンショック後、下野した自民党が、東日本大震災があったとはいえ、国民の大きな期待で誕生した民主党政権が大きな失望へと変わったことにより、国民の高い支持を得ながら昨年末の政権交代へとつながった。

安倍政権の滑り出しは非常に順調だ。アベノミクスといわれる経済政策は、国民に浸透しつつある。その内容は、「三本の矢」と表現され、ひとつ目の矢は、異次元の金融緩和といわれる大胆な金融政策であり、二つ目の矢は、機動的な財政政策、三つ目の矢は、民間投資を喚起する成長戦略である。

第一の矢である金融政策は、インフレ目標の設定、無制限の量的緩和、円高の是正等々で一定の効果をあげた。続く第二の矢は、予算における国土強靱化を中心とした公共投資である。これは、2020年の東京オリンピックの招致にも成功したことから、久しぶりに明るい

話題が提供されたが、第二の矢を後押しするものである。

第三の矢は、まだ実現を見ていないが、消費税率引き上げと同時に検討され始めた法人税減税である。民間投資を喚起し、成長戦略の総仕上げとするべく、法人への数々の優遇措置。国民からすれば、税制改正の大きなうねりは、個人の負担増と法人の負担軽減と写る。この法人への数々の優遇措置が、景気回復の近道であり、その過程の中で設備投資、雇用の拡大、賃金の上昇といった成功モデルを描いているのだろう。その結果は、神のみぞ知るところであろうが、答えは意外と早くであることであろう。

景気の回復は、政治の安定が大前提となる。その意味では与野党の壁を超えて、世界的にも類をみない急激な長寿高齢化社会を支える経済実験の成功を祈るのみである。
(荒川 章三)

9月支部研修

(平成25年9月12日開催)

「審査請求の手續と最近の裁決事例の検討」

講師：名古屋国税不服審判所
国税審判官 安保 めぐみ氏



1 審査請求の手續

税務署長などが行った更正・決定や差押えなどに不服がある場合、納税者は処分の取消などを求めることができます。

不服申立ては、税務署長などに対する「異議申立て」と、国税不服審判所長に対する「審査請求」の二段階となっています。さらに、国税不服審判所長の裁決があった後の処分に、なお不服がある場合は、裁判所に訴訟を提起することができます。

国税審判官としての仕事は、第二段階である「審査請求」ですが、一般的な審理の流れは次の通りです。

①形式審査と記載内容の補正等 ②答弁書要求と担当審判官等の指定 ③反論書、証拠書類

等の提出等 ④閲覧請求 ⑤口頭意見陳述 ⑥担当審判官等による質問・検査 ⑦議決と裁決

議決は3人の合議体の多数決で行われ、最終的な裁決までは9～10か月程度要しますが、長くても1年以上はかからないようにしているそうです。それぞれの申立期間には期限があり、詳細については各税務署にあるパンフレットや国税不服審判所のホームページを活用していただくと良いとのことでした。

2 最近の裁決事例の検討

①平成24年11月14日裁決 棄却

相続により取得した株式について、解散による残余財産の分配として支払を受けた金銭の一部につき配当所得(みなし配当)として課税することが、相続税との二重課税に当たるかどうかについて

相続開始前に破産宣告を受けた会社でしたが、保有土地が高く売れ破産状態が解消。相続税申告における評価額は「清算中の株式」(分配見込額)として3億円超でした。その後清算手続きが終了し、残余財産の分配金の交付を受けましたが、配当所得(みなし配当)はやはり3億円超でした。その結果、相続税も所得税及び住民税も最高税率50%の課税となり、また、譲渡でもないことから、租税特別措置法第39条における二重課税の調整規定も受けることができませんでした。請求人らは、解散して清算手続中の会社株式は、分配される残余財産と経済的価値を同じくする同一の財産であり二重課税に当たること、当該課税は財産権の侵害に当たる等主張しましたが、棄却されました。

②平成24年11月1日裁決 一部認容

審査請求人の支払った事務手数料等の額は関連会社に対する寄附金の額に当たるかどうか、

車両の購入対価等の額は代表者に対する役員給与の額に当たるかどうか、また、ホステス等に支払った金員は報酬ではなく給与であるかどうかについて

争点はいくつかありましたが、車両の購入対価等の額が役員給与（賞与）に当たるかどうかについては、一部認容されました。本件車両は代表者の妻が専属的に利用していたと認められるところ、会社は代表者に対して無償で貸与していたとの考えから、代表者は通常支払うべき対価の額相当の利益を享受しているとしました。その上で、1か月あたりの経済的利益等の額（資産利用対価額）を毎月の給与として課税し、役員賞与としては課税されませんでした。

3 おわりに

講師の安保めぐみ氏は、これまで税理士としてお仕事をされていましたが、平成23年7月から特定任期付（原則3年）の国税審判官として採用されました。

国税不服審判所では、国税審判官への外部登用の工程表に基づき、民間専門家を国税審判官（特定任期付職員）として採用するようになりました。平成25年における民間専門家在籍者数は50名であり、講師のお話によれば、そのうちの約半数は弁護士、残り半数は税理士・公認会計士とのことでした。税理士法により、国税審判官として仕事をする間は税理士としての業務ができなくなるという難点はあるものの、審理する内容は国税のことであり、できれば税理士の審判官が増えて欲しいというお話でした。

元は私たちと同じ税理士とはいえ、現在は公務員として守秘義務の範囲内で身をもってお話いただき、大変有意義な研修会でした。

（研修部 服部裕子）

10月支部研修

（平成25年10月10日開催）

第1部「書面添付制度の現状」

講師：昭和税務署 法人課税第1部門
統括官 橋本 文博氏



1 書面添付制度の趣旨

○税理士法第一条の規定により、税理士の公共的使命をふまえて創設。

○書面に税理士の意見が表明されている場合には、税務当局はこれを尊重し、申告・審理、調査事務に積極的に活用し、それらの円滑化・簡素化を図る目的で創設。

2 書面添付の現状

(1) 昭和税務署管内における書面添付の現状

税目別に添付件数、税理士関与件数に占める添付割合などが具体的な数値を用いて示された。管内に提出される添付割合が、名古屋国税局全体にみる添付割合を下回っていること、さらには全国12国税局中においても低い状況であること、また、支部別の状況等も合わせて示された。

(2) 書面添付の記載について

書面の中身や質が向上してきているとの分析結果をふまえつつも『どの関与先にも当てはまる定型文ではなく、その法人の特徴や、業種特有のポイント等を税務署にアピールする良い機会と捉えて記載して欲しい』旨の要望があげられた。

(3) 意見聴取の実施について

意見聴取後に実地調査に移行しなかったもの(調査省略割合)は半数以上にのぼる。現在、意見聴取は疑問点解消の意見交換をする場であり、積極的な意見陳述が重要となる。なお、この際に行われる質疑のみに起因しての修正申告書の提出は自主申告扱いとなる旨の確認もなされた。

第2部「書面添付制度について」

講師：名古屋税理士会 業務対策部
副部長 秦 隆文氏



1 書面添付制度の意義

- 税理士側の立場
 - ・税理士全体のレベルの向上、職域の確保
- 課税庁側の立場
 - ・税務執行の円滑化、簡素化
- 関与先・顧問先の立場
 - ・決算書の社会的信用力の向上

2 書面添付制度の根拠とその内容

(1) 税理士法

- ・第一条 および 第三十三条の二 により税理士の“使命”を実現するためのツールとして付与された“権利”のひとつである。
- ・第三十五条 第三十条の規定による書面を添付した税理士に対し意見聴取がなされる。また聴取内容は記載された内容に言及される。
- ・第四十六条 虚偽の記載(内容が事実と異なっておりかつあらかじめそのことを税理士が知っていた場合)については懲戒処分の対象

となる。

(2) 国税庁 事務運営指針

- ・書面添付制度の運用に当たっての基本的な考え方として、税務当局が税務の専門家である税理士等の立場をより尊重し、税務執行の一層の円滑化・簡素化に資するとの趣旨を踏まえ、制度の適正・円滑な運用及び普及・定着の推進を図る。

- ・日税連が定めた基準に沿って作成された書面が添付されることを前提として、文書調査省略通知を行う。

- ・添付書面の記載事項がその趣旨にかなったものと認められる場合には、じ後の調査の要否の判断において積極的に活用し、調査事務の効率的な運営を図る。

(3) 日税連 添付書面作成基準(指針)

- ・具体的な作成基準

虚偽の記載無く、網羅性が重要であるが、“申告書の作成に関し、計算し、整理し、又は相談に応じた事項”(税理士法第三十三条の二)を記載すれば足りるのであるから実際の状況を書くことで添付書面としても認められる。

3 制度の普及・定着について

顧問先の為でもあり、税理士全体のレベルアップや職域確保の為にも推進すべき制度である。調査省略ということのみに重点を置くのではなく、書面添付そのものを目的とするならば、あまり敷居を高く捉える必要はなく、可能な税目から始めることが重要である。

4 おわりに

第1部では、国税庁発表の数値だけではなく、昭和税務署独自に集計された暫定数値(掲載不可)を使い現状を詳しくご報告頂きました。また第2部におきましては、国税庁との協議会でのやりとりや意見、さらには秦先生が実際に調査され、収集されたご意見等もご披露頂きつつ、書面添付制度の内容を分かり易く丁寧にご説明頂きました。いずれも、会場でしか伺うことのできない、情報の多い大変有意義な研修会でした。

(制度部 竹本千重)

相談所だより



税務相談員
加藤 充弘

こんにちは、初めまして、今年度より昭和支部の相談所に相談員として務めさせていただいております加藤充弘と申します。初めての相談員ということで、どういう方が来られるのか、どういう流れで業務を進めていくのか、という不安が最初はありましたが、おかげ様でなんとか業務を務めております。

さて、5月の最初の相談所では、梅本先生とご一緒させていただきましたが、梅本先生のもとには、相談者が見えるのに、自分のもとには待てど暮らせど誰も来ませんでした。後で梅本先生から自分から相談者に電話して来てもらうようにとのアドバイスをいただきました。そこでアドバイス通り相談者の方に一件づつ電話をしていったのですが、すぐに連絡が取れた方は少数で、なかなか連絡が取れなかったということが、最初に苦労した点でした。しかし、連絡がとれて、新しく相談員に就任したことを話すと、事前に手紙を送ってあったこともあり、昨今流行の振り込め詐欺等の不審な電話と怪しまれることもなく、すんなりと理解していただけました。

さて、御来所いただくように連絡したところ、6月の相談所の担当日には源泉所得税の納付前の月ということもあり、めでたく(?)3人の方々が来られました。残りの方々は、源泉が発生しないという方もいましたが、ご自身で源泉所得税の納付書を書かれるという方もいらっしゃいました。

自分は今まで、会社での経理経験が長かったので、個人事業者については経験不足による多少の不安があったのですが、まわりの方々の助けもあり、悩みながらもなんとか務めております。

相談者の方とお会いして思ったことは、相談者の方の多くが何年も、中には何十年も相談所に登録されていて、記帳業務を熟知していることと、過去の書類もきちんと作成されていたということでした。こ

れを知り、驚くと同時に当初の心配も少なくなりました。これもひとえに過去の相談所の諸先輩方の指導の賜物であると深く感謝しております。

他方で、高齢の方で会計ソフトを使い自計化されようとしている方もおり、会計ソフトの使い方よりもまず、パソコンの使い方について説明するという一方で、まるでパソコン教室の先生をやっているかのような指導もありました。

さて、相談員が行う業務として、その相談所ともう一つの業務として国税局からの青色申告者の受託業務というものが 있습니다。こちらは4名の方の委託を受けたのですが、皆開業されたばかりの方ばかりで、全員初めて青色申告をするという方でした。その方々には、青色申告の概要を説明するとともに、記帳の仕方、証憑の保存などを一から指導していきました。ただ青色申告の届け出は出したけど、まだ事業を開始されていない方もいて、なかなか記帳指導が進まないということも方もおりました。残りの方々はきちんとされている方が多く、中には前年の帳簿の作成をエクセルでされている方もおり、勘定科目ごとの元帳も備え付けられており、さらにはグラフも作っていた方がいたのには驚かされました。

受託業務での記帳指導は、私は基本的に昭和支部に来ていただき業務を行っておりますが、日程の都合がつかないこともあり、事務所に来ていただくこともありました。

ところで、国税局からの受託業務は毎月月末に締めて、翌月5日までに受託業務の報告書類を事務局に提出する流れになっております。その提出書類の中で指導対象者に署名押印をもらうものがあるのですが、署名をもらい忘れてしまうことなど反省点もありました。

まだ相談員に就任して、5か月ほどですが、毎回勉強になることが多く、自分の未熟さを自覚するとともに、今後もさらに勉強をしていかなければならないという気持ちを強く感じております。

これから年末が近づくにつれ、年末調整や確定申告を迎えるにあたり、さらに緊張感が増してきています。季節の変わり目ですが、体調に気を付けながら、今後も相談員業務を頑張っていきたいと思っております。



長久手1班

神谷 竜介

昭和支部の皆様、はじめまして。今年の7月に税理士登録し、昭和支部に入会させていただくことになりました神谷竜介と申します。

私がこの世界に入ろうと思ったきっかけは、簿記と出会い、それを通じて税理士という職業を知ったことでした。そして、税法の勉強をしていく中で、税が果たす役割をより深く理解していき、それと共に税理士という仕事にだんだんと惹かれていき、税理士業を一生の仕事としていくことを決意しました。

それまでは電気通信業など全く畑違いの仕事しか経験していなかったため、税理士試験も初めのうちはなかなか結果が出ませんでした。税理士となって社会的貢献をしたいという強い気持ちを持ち続けることにより徐々に科目合格数も増えていきました。

そのような時に、税理士法人に転職することとなり、実際の会計業務から各種の申告書の作成に至るまで様々な経験をさせていただき、税理士業の難しさ、奥深さを実感することができました。そして、在職中に無事、最終科目に合格することができ、税理士登録を果たすことができました。これも職場の後押しがあったことと思ひ、大変感謝しております。

税理士業は、税法と各種法令の関係の理解のみならずお客様の経営状況の把握など様々な知識・情報が必要となります。そのため、私自身これまで以上の努力をしこれを実務に生かして、お客様と向き合っ「最良のアドバイス」ができるよう日々頑張っまいりたいと考えております。そして、微力ではありますが、昭和支部の為に少しでも貢献できればと考えております。

税理士になったとはいえ、当然のことながら未熟者であり、昭和支部の皆様方には多々ご迷惑をお掛けすると思ひますが、奢ることなく一步步前へ進んでまいりたいと考えておりますので、ご指導ご鞭撻を賜りますよう何卒宜しくお願ひ申し上げます。



天白2班

岩山 将之

私は、補助税理士として、平成25年6月25日に登録いたしました岩山将之と申します。勤務する事務所は天白区塩釜口にあり、名城大学のすぐ隣です。出身大学が名城大学であった関係上、かれこれ、約10年間、同じルートで通っていることとなります。

ところで、この10年で様々な変化が起こっています。景気の低迷によって所得が減少したことから、国は、財産や消費に対する課税を強化しており、個人の税負担が重くなる傾向にあります。

特に消費税法は、ここ数年間で、比較的多くの修正が行なわれてきました。国はパッチワークのように、消費税法の穴を塞いでおります。その結果、納税義務・仕入税額控除の規定が修正され、現在のような複雑な形になりました。中小企業に配慮して税制改正を行なえば、これほど、複雑化はしなかったものと思われま。

私は、税率が上昇する局面では、中小企業に対する配慮をより大きくすべきであると考えています。一般消費税は、建前上「預り金」ですが、法律ではそれを100%断言することができません。それにもかかわらず、消費税率に関する議論では、消費税の預り金的性格を前提として、税収・経済・社会保障の3点に絞られた議論が目立ちます。しかし、中小企業に対する配慮を忘れてはなりません。

今後、税制はますます複雑化していくと思われまますが、私は、大局的な視点から物事を判断して問題解決に当たっていくことが、より一層重要性を増す時代になっていくと感じております。私自身、未熟なところはありますが、これまで以上に自己研鑽に励み、必要とされる税理士になれるよう、努力をしていきたいと思っておりますので、宜しくお願ひ致します。



瑞穂7班

中澤 良次

昭和支部の皆様、はじめまして。今年8月29日に税理士登録をし、昭和支部に入会させて頂くことになりました中澤良次と申します。現在、瑞穂区の細野信行税理士事務所にて補助税理士として勤務しております。

私は、大学卒業後は横浜市にあります病院に就職し、事務職として備品や薬品、診療材料等の調達や経理の仕事に従事して参りました。しかし、医師や看護師、薬剤師など専門知識をもった方達と働く中で、自らも何か専門的な知識を身につけて働きたいという気持ちが強くなり、経理の業務もしていたことから自然と会計や税務の専門家に興味を持つようになりました。

その後、税理士事務所にて実務を積みながら税理士を目指して約10年になりますが、現在の事務所の後押しと、家族の協力のおかげで、無事、税理士となることができました。

税理士は、会計や税法の理解のみならず、関連する法律や経営に関わる幅広い知識が必要とされる仕事であり、社会からの期待や責任も重いと感じています。しかし、その分、やりがいも大きく、生涯を通して社会の役に立ち、活躍できる職業であると考えています。今後、税理士登録を新たなスタートとして、なお一層の自己研鑽に励みたいと存じます。

最後になりましたが、微力ながら、昭和支部の発展に貢献できますよう精進して参りたいと存じます。

何分にもまだまだ若輩者ですので、昭和支部の諸先輩方のご指導ご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願い申し上げます。



昭和18班

棚橋 由美子

昭和支部の皆様、はじめまして。今年9月に東京地方税理士会横浜中央支部から昭和支部に転入させて頂くことになりました棚橋由美子と申します。主人の実家が昭和区になりますのでこちらで開業させて頂くことになりました。

私は大学時代に簿記試験を受けたことを契機に税理士試験の勉強をはじめました。一時は他の業種に就職したものの、やはり「税理士になって社会貢献がしたい。」との強い思いから退職したのち税理士試験に合格しました。その後出産、育児のため家庭に入っていましたが、やはり「人との繋がりを持ちたい。」との思いから長女を保育園に預けながらの会計事務所勤務となり、平成21年に税理士登録をすることができました。税理士としては日頃からの知識の吸収はもちろんのこと、健康維持もそのうちのひとつだと思い学生の頃からずっとスポーツを続けています。

私の母も会計事務所勤務でしたので仕事の大変さは幼いころから何となくわかっていました。「今月は決算だから。」と言って家事が終わったら夜仕事をしていました。当時はそろばんを使っていたのでそのスピードには驚かされていました。最初に税理士試験を受験した平成9年は受験会場にそろばんを持参した人がいたので、計算機を使っていた私にとってびっくりしたことを覚えています。その母の背中を見て同じ会計の世界になるとは夢にも思いませんでしたが、これも縁だと思っています。

まだ名古屋に住み始めて数カ月ですが、愛車の自転車で色々なところを走っているところです。もちろん日々の税制改正や研修を怠らずに日々精進していきたいと思う所存です。何分にもまだまだ若輩者ではありますが、皆様のご指導ご鞭撻を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

同好会だより

～第6回親睦ソフトボール大会～ 平成25年9月28日開催

9月28日に第6回親睦ソフトボール大会が開催されました。当日は天気、気温にも恵まれ、さわやかな空気のもと、昭和支部の監督である表野先生が2年連続で選手宣誓をし、笑いをとりながら、ほのぼのと開会式を終え、試合がはじまりました。



第1試合は千種支部でした。練習試合ではボロボロにやられたチームです。しかしピッチャーの今枝先生が奮闘し、投手戦になりました。試合の結果は幻のホームランがありましたが、3対2で負けてしまいました。ここで幻のホームランですが、確実にホームランのラインは超えており、しかもラインマン(千種支部の先生)の判定にも間がありすぎたことから、疑惑の判定になってしまいました。親睦を目的としたソフトボールで真剣に争うことでもないと思、ホームランであることを最後まで訴えませんでした。

優勝をあきらめ、敗者優勝を目指すべく、第2試合は名古屋西支部となりました。この試合でもピッチャーの西井先生が奮闘するなか、両チーム打撃が振るわず、試合は0対0の同点となり、じゃんけんで決めることになりました。打順の順番で行い、1人目は勝ち、2人目は負け、3人目では何回あいこが続いたかわからないくらいじゃんけんで盛り上がりましたが、結局は負け、あとは立て続けにあっさり負けてしまい、敗戦となりました。

昭和支部、じゃんけん弱すぎます。

私自身、毎週火曜日の夜の練習や他のチームでは打撃の調子が良かったにもかかわらず、力が発揮できずに終わってしまい、残念な結果となりました。やはり遅いボールは余分な力が入ってしまい打ちづらいです。



その夜の打上げでは、反省会となりました。第1回親睦ソフトボール大会では優勝したのですが、そこから優勝できずにいます。理由は何だろうとみんなで考えた結果、新しい選手が1人しか入っていないことから、新メンバーの募集をするべきであろうとか、夜ばかりでなく日中の練習もするべきであろうことが話されました。さらに昭和支部の伝統であるバスをレンタルし、お酒を飲みながら、和気あいあいと全員で会場に向かうことを復活させようとの話もありました。すべて賛成ですが、特に新入部員の加入は積極的に行うべきでしょう。年齢でしょうか?今まで打っていた先生が打てなくなってきております。練習の内容を改善する必要もありますが、老眼や運動神経の低下は否めないところだと思います。ということで、我こそはという先生は、是非練習にお越しく下さい。喜んでお待ちしております。

最後になりましたが、毎試合、元気いっぱい応援して下さった応援団、また親睦ソフトボール大会を運営していただいた関係者の方々には、この場を借りてお礼申し上げます。

(山本 篤典)



支部研修旅行 世界遺産「富士山」満喫の旅

平成25年10月6日(日)から7日(月)にかけて支部旅行が行われ、約40名の先生方とともに参加させていただきました。今年は、6月に世界文化遺産に登録された富士山をメインにしたツアーでした。当日は、台風の進路によっては中止の恐れもありましたが、出席された先生方及び厚生部一同の日ごろの行いが良いのか、雨が降ることなく出発することができました。



1日目、バスは、昭和支部御用達のガイドさんの案内のもと、御器所駅を出発し、静岡の地ビールで有名な御殿場高原ビールへ向かいました。ここにあるバイキングレストラン『麦畑』で昼食をとり、40種類以上の料理の食べ放題と富士山の湧き水からできた5種類の地ビールの飲み放題を楽しみました。つづいて山梨県に移動し山中湖へ。まだ日本では珍しい水陸両用バスのKABAちゃん号に乗車しました。ガイドのお姉さんの掛け声とともにバスが山中湖に入る瞬間は、バス全体が激しく揺れ、昼食でビールを飲



みすぎたことを少し後悔しましたが、それ以上に楽しい経験をさせていただきました。また富士山と山中湖の大自然のすばらしさを体感しました。その後は今回の宿である富士山温泉ホテル鐘山苑へ。ホテル鐘山苑は、2013年『プロが選んだ旅館100選』全国総合9位に選ばれ、2万坪の広大な日本庭園と屋上に富士山が見える絶景露天風呂を有する豪華な旅館でした。露天風呂からは、あいにくのお天気で富士山を見ることができませんでしたが、何回か入浴し、ゆったりとした時間を過ごすことができました。そして、夜は楽しい宴会です。美味しい料理の数々、そしてカラオケ大会。昭和支部で有名なデュオによる伝統芸あずさ2号を初めて聞き大盛況?のまま終わりました。二次会も盛り上がり、昭和支部の結束の強さを再確認することができました。

2日目はまず、日本名水百選、国の天然記念物にも指定される神秘的な八つの池がある忍野八海を散策しました。あいにくの天気で富士山は見えませんが、晴れた時の写真を見て、イメージを膨らませました。私の目には確かに世界文化遺産になった、富士山が映りました。さらに、富士山の雪解け水が地下の溶岩の間で約80年の歳月をかけてろ過された湧水を飲みました。その味は、過去に飲んだ全ての水を超越し、喉を通る瞬間、富士山の歴史を感じることができました。

この日の昼食はドライブイン信玄館で山梨名



物の『ほうとう』をいただきました。本場のほうとうは、お野菜たっぷりでおいしかったです。昼食後は、信玄館から徒歩1分の場所にある武田信玄公の菩提寺恵林寺へ。国指定名勝の庭園では、樹木の葉がうっすらと色づきはじめており秋を感じることができました。その後は、日本のワイン醸造発祥の地である甲州市勝沼町へ。数多くあるワイナリーの一つ、創業140年のシャ

トー勝沼を訪れました。ワイナリーでは工場見学とワインの試飲をしました。工場内はワインの醗酵された香りが漂っていました。さらに地下に降りると樽や瓶がぎっしりとあるワインカーブがあり、大変興味深いものでした。工場限定ワインやスパークリングワインなど多数のワインを試飲し、ほろ酔い気分でした。思い思いにお土産を購入し、名古屋へと戻ってきました。

今回、初めて支部旅行に参加させていただきました



ましたが、多くの会員の先生方とお話しでき、有意義な旅行となりました。今後も昭和支部の一員として支部の活動に貢献できるよう努めていきたいと思っております。

(鈴木 宗矩)



うちの子たち(♂3+♀1+?1=5)

鈴木 寿枝



以前、支部報に同じ内容で書かせていただいたことがありました。もう8年も前のことです。その時の子たちは皆、天に召されました。今は

としの順に「サン♀」もうすぐ7歳、「小太郎♂」5歳、「まる♂」1歳半、「愛助♂」1歳、「ルンバ?」であります。

そう、うちの子たちは猫であります。ルンバ君は掃除機ですが、傷だらけになりながら、ぶつかりながら、なかなかの働き者です。うちの子に加えさせていただきました。

三毛ドラのサンは、一番気が強くて、でも甘えん坊です。昔はかなり噛み癖がありましたが、最近はほとんどなくなりました。毛並みが一番よく、柔らかいしなやかな髪質なので、撫でて気持ちいいです。天敵だった先住猫が天に召されたので、ゲージから自由になりました。他の誰とも仲よくしないという気性の持ち主です。

白黒の小太郎は、人の手の届かないところに兄弟たちと捨てられていたところを、やさしいお姉さんがレスキューを頼んでくれて救い出さ



れた子です。縁あって私がもらいうけた子です。びっくり眼で鼻にほくろ模様があります。一番スマートな子です。獣医さんに言わせるとこの体型が理想的らしいです。

小太郎は小さい時はほんとによくじゃれついて、私の手足は傷だらけでした。一度脛を蹴られてまるでボクサーのようになってしまったこともありました。とても器用で引き戸を自分で開けてしまいます。バルコニーのサッシや網戸も開けてバルコニーに出してしまうので、網戸にしてあるときは金具で留めています。

キジトラのまろは生後3週間でうちに来た子です。猫用粉ミルクで2カ月くらいまで育て、トイレも親猫のするようにしてさせてました。Facebookでよく紹介させてもらっている腕白な子です。顔は猫モデルにしたいくらいかわいいです。ただ今ちょっと肥満気味で獣医さんに注意されてますがなにしろよく食べます。ダイエットをさせようにも他の子の分まで食べてしまうので困ったものです。

まろは人見知りをしません。こんな子は初めてです。運送屋さんがピンポンを鳴らすと私と一緒にインターホンのところまで来て、それから玄関まで行き、一緒に運送屋さんが玄関まで来るのを待ちます。そして運送屋さんが来ると嬉しそうに玄関から出てゴロニャンします。今では運送屋さんが、まろが出迎えてくれるのを

楽しみにしてくれています。

最後に、シルバーの愛助ですが、この子が一番甘えん坊です。遊びが大好きで、猫用おもちゃは片付けても片付けても、そこから持ち出して来て私に遊べとせがみます。他の子はこのパワーに負けてなかなか猫じゃらしでは遊べなくなっていました。

愛助は私のゆくところにずっと付いて回っているような感じです。トイレに行けば一緒に入ってくるし、お風呂に入れば扉の前で待っています。この暑い季節にはちょっと離れてほしいという感じです。それとファーが大好きで、ファーの付いたものは隠しておいても引きずり出してしまいます。

というように、みんな夫々個性的で楽しい子たちです。願わくば、追いかけてっこをしているとき、私を踏みつけていくことはせず、飛び越えてほしいです。みんな元気で長生きしてほしいと願ってやみません。私もこの子たちのごはんの為にも頑張っておきます！



【9月の月例集会】

平成25年9月12日(木)午後1時30分 名古屋市天白文化小劇場

(昭和税務署より連絡事項)

1. 電子申告・納税システム(e-Tax)の利用勧奨について
2. 租税教室講師養成研修の開催について
3. 「にせ税理士」に係る情報提供について
4. ダイレクト納付・納税証明書のオンライン請求の利用推進について
5. 申告内容の確認依頼について
6. 相続税に関する書面添付制度の普及・拡大及び有効活用について
7. コンプライアンス確保のための多様な取組みについて

(支部より連絡事項)

- 厚生部：秋の支部研修旅行について
写真コンテストについて
- 研修部：今後の研修について

【10月の月例集会】

平成25年10月10日(木)午後1時30分 名古屋市天白文化小劇場

(昭和税務署より連絡事項)

1. 「年末調整のための住宅借入金等特別控除証明書」の発送日について
2. 大口徴収義務者の年末調整関係用紙の交付日について
3. 「相続税の申告案内」の試行の実施について
4. 「退職所得に係る源泉所得税の納付状況についてのおたずね」の試行の実施について

(支部より連絡事項)

- 厚生部：秋の支部研修旅行のお礼
写真コンテスト参加のお願い
10月31日(木) 締切
- 研修部：今後の研修について
- 制度部：税務調査アンケートの実施について
- 総務部：今後の予定&本会会則類集アンケートのお願い

支部よりのお知らせ

・11月月例集会及び研修会のご案内

平成25年11月8日(金)
名古屋市天白文化小劇場
月例集会 午後1時30分より
研 修 会 午後2時30分より
「海外進出の税務」
税理士法人トーマツ 名古屋事務所パートナー
税理士 奥川哲也氏

・12月月例集会及び研修会のご案内

平成25年12月13日(金)
名古屋市中心企業振興会館(吹上ホール)
月例集会 午後1時30分より
研 修 会 午後2時30分より
「償却資産の申告・年末調整・法定調書作成の
注意点」
市税事務所税務署担当者

編集後記

今回の昭和支部報第230号が広報部員となって実質的に初仕事となりました。副支部長や部長の方々は毎回編集会議等の業務を行っていることと思いますが、部員は3班に分かれて担当させて頂くことになっています。

前々号の時は広報部全員で編集会議を行ったので、人数が多い分原稿チェックは問題なく進んでいきました。今号は自分なりに少しでも貢献しようと頑張ったつもりです。ただ、構成や原稿チェック、紙面掲載に適した写真撮影を真剣に取り組むとやはり大変な作業だという事がよくわかりました。

副支部長、部長の方々、いつもご苦勞様です。 (橋本 彰史)